

令和3年第3回安城市議会定例会付議案件

3. 8. 4

内 容	
議案番号	認定第1号
議案名	令和2年度安城市一般会計歳入歳出決算について
摘 要	資料別添
議案番号	認定第2号～認定第8号
議案名	令和2年度安城市特別会計歳入歳出決算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療 特別定額給付金給付事業の7会計 資料別添
議案番号	認定第9号・認定第10号
議案名	令和2年度安城市企業会計決算について
摘 要	水道事業 下水道事業の2会計 資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 5 5 号議案
議 案 名	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項名の変更 第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」→「第 1 9 条第 1 1 号」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 5 6 号議案
議 案 名	安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>デジタル庁設置法の制定及び総務省設置法の改正並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>1 国の情報提供ネットワークシステムにおける個人情報の照会・提供に関する記録を訂正した場合の通知先の変更 デジタル庁設置法の制定及び総務省設置法の改正に伴い、国の情報提供ネットワークシステムにおいて本市と他の行政機関等との間で行った個人情報の照会・提供に関する記録について、当該記録を訂正した場合における通知先の一つである総務大臣を、内閣総理大臣に変更する。</p> <p>2 引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項名の変更 第 3 3 条中 「第 1 9 条第 7 号」→「第 1 9 条第 8 号」 「同条第 8 号」→「同条第 9 号」 ※同条とは、第 1 9 条のこと。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容													
議案番号	第57号議案												
議案名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について												
摘要	<p>個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴うもの</p> <p>1 特定非営利活動法人リネーブ・若者セーフティネットの主たる事務所の所在地の変更 「安城市今池町3丁目5-2」→「安城市住吉町荒曾根1番地245」</p> <p>2 NPO法人高齢者支援よりそいの会の名称の変更 「NPO法人高齢者支援よりそいの会」→「NPO法人よりそいの会」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>												
議案番号	第58号議案												
議案名	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について												
摘要	<p>安城市立幼保連携型認定こども園を新設するもの</p> <p>1 設置 認定こども園の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城ヶ入こども園</td> <td>安城市城ヶ入町丸根3番地</td> </tr> <tr> <td>東部こども園</td> <td>安城市大岡町源覚45番地</td> </tr> <tr> <td>高棚こども園</td> <td>安城市高棚町郷181番地</td> </tr> <tr> <td>えのきこども園</td> <td>安城市榎前町北榎5番地1</td> </tr> <tr> <td>三ツ川こども園</td> <td>安城市寺領町願明85番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 入園することのできる者 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。）に該当する教育・保育給付認定子どもとする。</p> <p>3 保育料の額、納付及び減免 (1) 一月につき、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 (2) 保護者は、毎月末日までにその月分の保育料（認定こども園が当該保育料に関し法定代理受領を受ける場合にあつては、当該法定代理受領に係る額を保育料から控除した額とする。以下同じ。）を納付しなければならない。 (3) 市長は、保護者が次のア又はイに該当すると認めるときは、保育料を減免することができる。 ア 保護者の病気、災害等により保育料の納付が困難であると認められるとき。 イ その他特別な理由があると認められるとき。</p> <p>(施行日) 令和4年4月1日</p>	名称	位置	城ヶ入こども園	安城市城ヶ入町丸根3番地	東部こども園	安城市大岡町源覚45番地	高棚こども園	安城市高棚町郷181番地	えのきこども園	安城市榎前町北榎5番地1	三ツ川こども園	安城市寺領町願明85番地
名称	位置												
城ヶ入こども園	安城市城ヶ入町丸根3番地												
東部こども園	安城市大岡町源覚45番地												
高棚こども園	安城市高棚町郷181番地												
えのきこども園	安城市榎前町北榎5番地1												
三ツ川こども園	安城市寺領町願明85番地												

内 容																													
議 案 番 号	第 5 9 号 議 案																												
議 案 名	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																												
摘 要	安城市図書情報館の情報機器の更新に伴うもの																												
	1 施設使用料の改定及び編集・録音スタジオの名称変更																												
	(1) 平日 下段の()は、現行の名称又は金額																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後4時</th> <th>午後5時～ 午後8時</th> <th>午前9時～ 午後8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディスカッションルーム1</td> <td>370円 (490円)</td> <td>380円 (510円)</td> <td>530円 (700円)</td> <td>1,270円 (1,680円)</td> </tr> <tr> <td>ディスカッションルーム2</td> <td>370円 (490円)</td> <td>380円 (510円)</td> <td>530円 (700円)</td> <td>1,270円 (1,680円)</td> </tr> <tr> <td>スタジオ (編集・録音スタジオ)</td> <td>900円 (1,230円)</td> <td>940円 (1,280円)</td> <td>1,290円 (1,760円)</td> <td>3,100円 (4,230円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時	午後5時～ 午後8時	午前9時～ 午後8時	ディスカッションルーム1	370円 (490円)	380円 (510円)	530円 (700円)	1,270円 (1,680円)	ディスカッションルーム2	370円 (490円)	380円 (510円)	530円 (700円)	1,270円 (1,680円)	スタジオ (編集・録音スタジオ)	900円 (1,230円)	940円 (1,280円)	1,290円 (1,760円)	3,100円 (4,230円)
	区分		金額																										
			午前	午後	夜間	全日																							
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時	午後5時～ 午後8時	午前9時～ 午後8時																								
	ディスカッションルーム1	370円 (490円)	380円 (510円)	530円 (700円)	1,270円 (1,680円)																								
	ディスカッションルーム2	370円 (490円)	380円 (510円)	530円 (700円)	1,270円 (1,680円)																								
	スタジオ (編集・録音スタジオ)	900円 (1,230円)	940円 (1,280円)	1,290円 (1,760円)	3,100円 (4,230円)																								
(2) 土曜日、日曜日及び祝日 下段の()は、現行の名称又は金額																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 正午</th> <th>午後1時～ 午後3時</th> <th>午後4時～ 午後6時</th> <th>午前9時～ 午後6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディスカッションルーム1</td> <td>370円 (490円)</td> <td>250円 (340円)</td> <td>350円 (470円)</td> <td>960円 (1,290円)</td> </tr> <tr> <td>ディスカッションルーム2</td> <td>370円 (490円)</td> <td>250円 (340円)</td> <td>350円 (470円)</td> <td>960円 (1,290円)</td> </tr> <tr> <td>スタジオ (編集・録音スタジオ)</td> <td>900円 (1,230円)</td> <td>630円 (850円)</td> <td>860円 (1,170円)</td> <td>2,370円 (3,220円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後4時～ 午後6時	午前9時～ 午後6時	ディスカッションルーム1	370円 (490円)	250円 (340円)	350円 (470円)	960円 (1,290円)	ディスカッションルーム2	370円 (490円)	250円 (340円)	350円 (470円)	960円 (1,290円)	スタジオ (編集・録音スタジオ)	900円 (1,230円)	630円 (850円)	860円 (1,170円)	2,370円 (3,220円)	
区分		金額																											
		午前	午後	夜間	全日																								
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後4時～ 午後6時	午前9時～ 午後6時																									
ディスカッションルーム1	370円 (490円)	250円 (340円)	350円 (470円)	960円 (1,290円)																									
ディスカッションルーム2	370円 (490円)	250円 (340円)	350円 (470円)	960円 (1,290円)																									
スタジオ (編集・録音スタジオ)	900円 (1,230円)	630円 (850円)	860円 (1,170円)	2,370円 (3,220円)																									
2 設備使用料への追加																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像編集設備</td> <td>1回につき780円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	映像編集設備	1回につき780円																									
区分	金額																												
映像編集設備	1回につき780円																												
※映像編集設備の使用料は、施設使用料の利用区分（午前、午後又は夜間を各1回とし、全日を3回とする。）により徴収する。																													
(施行日) 令和4年1月1日																													

内 容	
議 案 番 号	第 6 0 号議案
議 案 名	令和 3 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 6 1 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>総合福祉センター改修主体工事</p> <p>場 所 安城市赤松町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造 4 階建</p> <p>内容 内部改修 昇降機 トイレ 遊戯室 多目的ホール 事務室 児童活動室 教養娯楽室ほか</p> <p>外部改修 屋上防水 外壁ほか</p> <p>キャノピー改修</p> <p>外構改修</p> <p>屋外トイレ改修</p> <p>自転車置場改修</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 令和 4 年 8 月 3 1 日まで</p> <p>予 定 価 格 2 5 3, 7 7 0, 0 0 0 円（消費税相当額を含む。）</p> <p>※開 札 日 令和 3 年 7 月 3 0 日</p> <p>※落札者決定日 令和 3 年 8 月 5 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 6 2 号 議 案
議 案 名	工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
摘 要	<p>総合福祉センター改修空調工事</p> <p>場 所 安城市赤松町地内</p> <p>概 要 空調機器設備 空調配管設備 換気機器設備 ダクト設備</p> <p>契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 令和4年8月31日まで</p> <p>予 定 価 格 164,670,000円（消費税相当額を含む。）</p> <p>※開 札 日 令和3年7月30日</p> <p>※落札者決定日 令和3年8月5日</p>
議 案 番 号	第 6 3 号 議 案
議 案 名	損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て
摘 要	<p>業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 609,671円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日 令和3年5月16日</p> <p>(2) 発生場所 安城市三河安城本町地内</p> <p>(3) 経 過 水道水の配水圧力に生じた異常を解消するため、北部浄水場及び中部配水場からの配水量を変更する操作を行ったところ、一部の配水管で逆流が発生し、これにより配水管内の内面からさび等が剥離した結果、上記地内の相手方飲食店舗において使用する水道水が濁ったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 食材の汚損 水道水を使用できなかったことによる営業損失</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p>

内		容	
議案番号	第64号議案		
議案名	令和2年度安城市水道事業剰余金の処分について		
摘要	未処分利益剰余金		1,151,196,253円
	(1) 処分額		596,862,838円
	ア 減債積立金	56,457,701円	
	イ 建設改良積立金	100,000,000円	
	ウ 組入資本金	440,405,137円	
	(2) 繰越利益剰余金		554,333,415円
議案番号	報告第13号		
議案名	専決処分について		
摘要	業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解		
	1 損害賠償額	3,300円	
	2 事故内容		
	(1) 発生日時	令和3年6月8日	午後3時30分頃
	(2) 発生場所	安城市和泉町地内	
	(3) 経過	上記地内の安城市役所明祥支所において、職員が相手方の印章を預かり印鑑登録の事務を行っていたところ、当該印章を破損したもの	
	3 相手方の損害の程度	印面の損傷	
	4 過失割合	安城市100% 相手方0%	
	5 専決年月日	令和3年7月1日	

内 容																									
議 案 番 号	報告第14号																								
議 案 名	専決処分について																								
摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 35,330円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 令和3年5月22日 午後4時20分頃 (2) 発生場所 安城市堀内町地内 (3) 経 過 上記地内の市道において、歩道部分の側溝に設置されたグレーチング蓋の上を相手方が徒歩で通行した際、側溝の本体が既に破損していたことにより当該グレーチング蓋が落ち込み、相手方が転倒したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左手及び両膝の負傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 令和3年7月19日</p>																								
議 案 番 号	報告第15号																								
議 案 名	継続費の精算について																								
摘 要	<p>一般会計</p> <p>令和元年度及び令和2年度に係る継続費の精算報告</p> <p style="text-align: right;">単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（款・項） 事業名</th> <th>計 画 （年割額）</th> <th>実 績 （支出済額）</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">50 教育費 30 保健体育費 スポーツセンター改修事業</td> <td>① 417,120,000</td> <td>170,640,000</td> <td>246,480,000</td> </tr> <tr> <td>② 625,680,000</td> <td>872,160,000</td> <td>△ 246,480,000</td> </tr> <tr> <td>計 1,042,800,000</td> <td>1,042,800,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">50 教育費 30 保健体育費 北部学校給食施設整備事業</td> <td>① 1,219,200,000</td> <td>826,368,600</td> <td>392,831,400</td> </tr> <tr> <td>② 1,297,763,000</td> <td>1,690,594,200</td> <td>△ 392,831,200</td> </tr> <tr> <td>計 2,516,963,000</td> <td>2,516,962,800</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	区分（款・項） 事業名	計 画 （年割額）	実 績 （支出済額）	比 較	50 教育費 30 保健体育費 スポーツセンター改修事業	① 417,120,000	170,640,000	246,480,000	② 625,680,000	872,160,000	△ 246,480,000	計 1,042,800,000	1,042,800,000	0	50 教育費 30 保健体育費 北部学校給食施設整備事業	① 1,219,200,000	826,368,600	392,831,400	② 1,297,763,000	1,690,594,200	△ 392,831,200	計 2,516,963,000	2,516,962,800	200
	区分（款・項） 事業名	計 画 （年割額）	実 績 （支出済額）	比 較																					
50 教育費 30 保健体育費 スポーツセンター改修事業	① 417,120,000	170,640,000	246,480,000																						
	② 625,680,000	872,160,000	△ 246,480,000																						
	計 1,042,800,000	1,042,800,000	0																						
50 教育費 30 保健体育費 北部学校給食施設整備事業	① 1,219,200,000	826,368,600	392,831,400																						
	② 1,297,763,000	1,690,594,200	△ 392,831,200																						
	計 2,516,963,000	2,516,962,800	200																						

内 容	
議 案 番 号	同意第5号
議 案 名	教育委員会委員の任命について
摘 要	<p>委員 伊奈希の任期満了（令和3年9月30日）に伴う後任の選任</p> <p>教育委員会委員 任期 4年 定数 4人 要件 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>